

ミュージアム 通信



「紅屋平兵衛の引札」・当館蔵
京都四條通寺町にあった紅屋「紅平」の店頭風景。

“小町紅”はみんなのもの？ 明治の商標紛議にまつわる話

[ご案内] 紅ミュージアム年間スケジュール

“小町紅”はみんなのもの？明治の商標紛議にまつわる話

「明治一五〇年」

一〇一八年は明治改元（一八六八年）から満一五〇年の節目の年である。先般、政府は「明治一五〇年」に関連した多様な取組みを積極的に推進していくと発表した。その手始めに「明治一五〇年」関連施策推進ロゴマークを公募し、商標、著作権調査を経て選出されたデザインが、現在ポータルサイトからダウンロード可能だ。

この商標および著作権調査というものが、いまや認識されて久しいが、日本においては商標制度が整うのは明治時代以降のことである。今号では、日本の商標制度の始まりと、制度導入に伴って生じたある紛議を紹介したい。

そもそも商標って？

商標とは、事業者が、自己・自社の取り扱う商品やサービス、役務を、他人・他社のものと区別するために使用する標章、つまり商品・役務に付

けるネーミングやロゴのことである。標章は、文字、記号、図形、立体的形状、またこれらの組合せなどによるもので、消費者にとつては提供される商品・役務の質、その信頼の程度をはかる目印となり、ブランドイメージそのものである。これが他者によって侵害されないよう保護するためには、特許庁に商標の登録を出願し、商標権を得る必要がある。商標権利者となれば、指定商品また役務の範囲内で商標の独占的な使用が認められ、類似商標の排除や侵害行為の差し止めが可能となる。

日本の商標使用の緒は鎌倉時代にまで遡るとされるが、商標機能が重要性を増し、発達するのは江戸時代である。だが、上述の通り明治以前の世は商標制度が未熟なことに加え、

商標侵害に対する意識も希薄で、同一名商品、類似する名称の商品が珍しく

なかつた。その一例を化粧品から挙げれば、文化一一年（一八一四）に戯作者山東京伝がプロデュースして売り出した白粉「白牡丹」は、すでに文化二年（一八〇五）の時点で、日本橋本町二丁目角の紅問屋「玉屋」の主力商品であった。

日本の商標制度の始まり

わが国最初の商標法「商標条例」は、ドイツの先願登録主義を採用して作られ、明治一七年（一八八四）六月七日に公布、同年一月一日に施行された。本条例は同二年（一八八八）に全文改訂、同三年（一八九九）に「商標法」となつたのち、数度の改正を経て現行法に至っている。

条例制定当時、商標の登録

録出願先は農商務省で、商標区分は六五種、そのうち「第二種 染料及顔料」に紅や白粉が分類された。登録出願にあたり、一商標ごとに標章の見本を用意し、願書と共に標章の説明と

使用範囲を明記した明細書を二部ずつ提出、出願手数料として一〇円を納めた。審査を経て無事に商標登録がされると、登録日より一五年間の専用権が認められた。

さて、初年度の出願件数は一〇〇〇件に満たず、このうち第二種に登録された商標は数%に留まるが、初期の出願者の中に京都四條の紅商、木村平兵衛（通称「紅平」）がいた。紅平は、江戸時代より名高い京都産の口紅「小町紅」の名称三文字を商標として出願、幸い登録され、専用権を得た。これが明治一八年（一八八五）七月三日のことであった。

その専用権、認めぬ!

だが、これに同業者から異議の声が上がった。京都紅商組合代表馬淵善兵衛ら一二名が、連署で農商務省へ商標取消しの請願書を提出したのである。曰く、「小町紅といへる名は

独り紅平が専用すべきものにあらざり、京都の紅に付随する普通の名なり」^{※4}。要は、条例第五条第二、三号に定める「普通名称」に該当するため登録は無効だと主張したのだった。

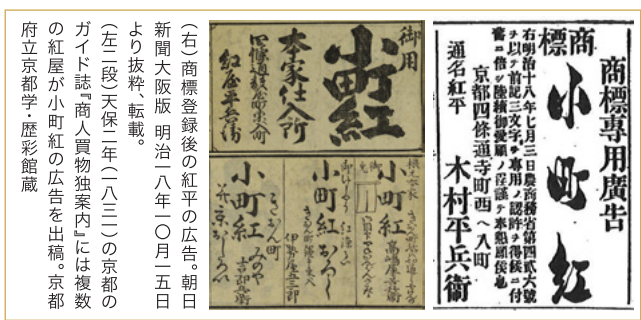
【商標条例第五条】^{※5}

- 一 地名、人名、家号、会社名のみをもつてする者、
- 二 または商品普通の名称あるいは内外国の旗章のみをもつてする者
- 三 同業者普通に用い、または商業上慣用せる目印をもつてする者

しかし、農商務省はこの請願を「詮議の限りにあらず」と却下した。京都府庁では紅平を召喚し、商標の一旦返上を提案、説諭にあたった。当時の新聞報道によると、商標取消しの訴えや府庁による説諭は、商標条例発布以来の「一新事」、初めての出来事であったという。

説諭の後、紅商一二名と紅平による話し合いの場が数度持たれた。結論を言う話し合いは決裂した。同業諸氏からの懇望といえ、紅平は「小町紅」の名称を特別なものと考へ、ゆえにこの三文字を商標に登録出願したのであって、商標分与の示談には応じられないと回答したのである。

もはや詮方なし。本件は舞台を法廷に変えて争うこととなった。



(七) 商標登録後の紅平の広告。朝日新聞大阪版明治一八年一〇月一五日より抜粋、転載。
(左) 一段天保二年(一八三二)の京都のガイド誌「商人買物独案内」には複数の紅屋が小町紅の広告を出稿。京都府立京都学・歴史館蔵

争点は普通名称か否か

交渉決裂後、他の紅商の間では、店頭に掲げる看板の文字を小町紅から「都紅」に一時改める方針が定められた。だが、その水面下で「小町紅」が普通名称であることを証明すべく、その調査に動いていた。

迎えた明治二〇年（一八八七）七月、京都始審裁判所での審議の末「小町紅」は「専用すべきものにあらずるを以て返上すべし」との判決が下った。紅平はこの判決に不服を申し立て、同日一三日、大阪控訴院へ控訴した。

同年九月一六日、大阪控訴院民事第二局において、双方代理人による対審が行われた。この裁判は世間の耳目を集めたよう、「傍聴人も頗る多かりき」と報じられた。

双方の陳述、証拠によつた注目の判決は、一番同様、紅平の敗訴となった。「小町紅は旧来同業者と共に

に販売せる普通化粧紅の名称」であり、条例第五条に抵触するため「登録の効なきもの」との事由である。紅平は速やかに大審院（現在の最高裁判所に相当）へ上告した。

結局、どうなった？

とうとう大審院にもつれ込むかと思われた小町紅商標紛議だったが、同年一月、事態は双方和解で収束したとの報道が出る。資料的制約もあり、経緯の仔細を知るのは難しいが、どうやら仲裁者の尽力があったらしい。

報道に先立つ一〇月二

一日、紅平は左掲①の商標で商標登録を出願し直している。さらに二ヵ月後の一月二二日には、①を一部改訂し左掲②を出願、これが翌年（一八八八）六月二七日付で登録、専用権を得た。条例第五条は普通名称のみ、すなわち「小町紅」の三文字のみをもって商標とすることを認めない。ならば、当該三文字と図を組み合わせた商標であれば、条例に抵触せず、紅平が独占的に使用でき、かつ他の紅商も従来通り「小町紅」を使用できることになる。なるほど、和解



①明治20年10月21日出願

②同年12月21日出願

① 木村照二「紅の詩 艶を求め続けた紅平」（平成七年・一九九五）より抜粋、転載。京都府立京都学・歴史館蔵

② 「商標公報」より抜粋、転載。特許情報プラットフォーム

の意を反映した商標だと言えよう。^{※7}

かつてはみんなのもの、でも今は…

現在、「小町紅」の商標権は伊勢半本店が所有する。明治時代は、商取引の実情を踏まえると紅平一社が「小町紅」を独占することは認められなかったが、時代の経過と共に旧来の日本式口紅が廃れ、「小町紅」を使用する業者はほとんどいなくなつた。こうした世上の変化が現在の「小町紅」の独占適応性の判断に作用した可能性は十分に考えられる。

ところで、明治一七年の条例施行以降、商標保護の意識や侵害行為に対する認識がすぐさま徹底されたかと言うと、残念ながらそうではない。明治三〇〜四〇年代になつても模倣・偽造品の類は依然として多く、当時の化粧品業界誌『東京小間物化粧品商報』では商標登録の必要性を

説いた記事をたびたび掲載している。

商標権の取得は強い武器を持つことと同義である。「明治一五〇年」、この道程は日本の工業所有権制度確立のそれに等しい。おそらく今日もどこかで商標を巡る争いが繰り広げられていることだろう。

※1 平成二七年（二〇二五）四月から、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標も登録ができるようになった。

※2 幕府の株仲間政策を通じて商標保護対策が行なわれたこともある。

※3 当時の米相場は二石約一五〇キ口（あたり五円四〇銭、登録費用一〇円は非常に高額だった。なお、明治二年改訂で手数料は一円となつた。

※4 朝日新聞大阪版 明治一九年二月二三日参照。以下、小町紅商標を巡る記述は同紙の記述を参考とし、引用部分は「」を付している。

※5 読みやすいよう原文の表記を一部改め、読点を付した。

※6 「商標条例条項中要件説明（『明治一七年公文録農商務省六月第一国立公文書館蔵）では、「一旦登録されたもの、後日第五条に抵触することが発覚し、登録無効になつた場合、本来登録できない商標を出願した者に過失があり、無効によつて出願者が損害を被つたとしてもその責は農商務省にない」と説明する。

※7 あくまで明治一七年制定の商標条例解釈に基づくもので、現行法に照らしたためではないことをご理解いただきたい。

◆紅ミュージアム年間スケジュール

講座申込み方法：電話(03-5467-3735)・メール(mail@isehan.co.jp)・来館

★の講座は、7月上旬に申込み受付を開始します。詳細は、別途夏休みイベントチラシ、または当館HP等でご案内します。

◆の講座は、開催2ヵ月前から申込み受付を開始します。日程は以下をご参照ください。なお、初参加の方を優先とします。

	展覧会・講座		休館日
2018年4月	21(土)	「江戸の化粧再現講座」～半元服のお化粧～ 14:00～15:30 講師:当館学芸員 定員30名・参加費500円(紅染めの和菓子付き)	2(月)、9(月)、16(月)、23(月)
5月	19(土)～	期間限定ミニ展示「手遊びのお細工物」(仮)開催(～6/24(日))	1(火)振替、7(月)、14(月)、 21(月)、28(月)
6月	3(日)	「手縫いでつくる懐中袋物」～江戸モード 縞・格子柄～ 14:00～16:30 講師:大澤実千世氏(大澤和子袋もの研究所副主宰) 定員12名・参加費4,000円	4(月)、11(月)、18(月)、25(月)
7月	★25(水)	夏休み子ども自由研究「紅ってなあに」 ①10:30～12:00 ②14:30～16:00 講師:当館エデュケーター 定員各5組10名(小学3・4年生とその保護者)・参加費無料	2(月)、9(月)、17(火)振替、 23(月)、30(月)
8月	★3(金)	夏休み子ども自由研究「赤色?黄色?? 紅染めにチャレンジ!」 ①10:30～12:30 ②14:30～16:30 講師:当館エデュケーター 定員各8組16名(小学生とその保護者) 参加費1,000円/組(ハンカチと深山和紙の染身体験)	6(月)、13(月)、20(月)、27(月)
	★16(木)	親子ワークショップ「いろのふしぎ」～さわって・えがいて・みんなでみよう～ 14:00～15:30 講師:前沢知子氏(美術家) 定員10組20名(5歳～小学3年生とその保護者) 参加費2,000円/組(保険料込み)	
9月	◆23(日)	「和のパーソナルカラー講座」 14:00～16:00 講師:吉田雪乃氏(一般社団法人伝統色彩士協会 代表) 定員10名・参加費2,000円 ※7/24(火)申込み受付開始	3(月)、10(月)、18(火)振替、 25(月)振替
10月	13(土)～	手仕事ギャラリー 「秘めた赤、よりそう赤ーたかさき 紅板締めの世界」(仮)開催(～11/11(日)) 協力:たかさき紅の会	1(月)、9(火)振替、15(月)、 22(月)、29(月)
11月	17(土)～	期間限定ミニ展示「粉白粉一昭 ^{こねしろい} 和モダン ^い になるための必須アイテム」 開催(～12/24(月・祝))	5(月)、12(月)、19(月)、26(月)
12月	2(日)	「はじめての和算」～気分は江戸商人? 和算に挑戦!～ 14:00～16:00 講師:佐藤健一氏(和算研究所理事長、NPO法人和算を普及する会代表) 定員20名・参加費500円	3(月)、10(月)、17(月)、 25(火)振替、 28(金)～31(月)年末のため
2019年1月	26(土)	「江戸の化粧再現講座」～娘と年増の比較化粧～ 14:00～15:00 講師:当館学芸員 定員30名・参加費500円(紅染めの和菓子付き)	1(火・祝)～7(月)年始のため、 15(火)振替、21(月)、28(月)
2月	◆11(月・祝)	「紅色和菓子でバレンタイン」～御料紅(食紅)で作る季節の和菓子～ 14:00～16:00 講師:池田功氏(御菓子司 一炉庵店主) 定員16名 参加費2,000円(和菓子3種製作、保険料込み) ※12/11(火)申込み受付開始	4(月)、12(火)振替、18(月)、 25(月)
3月	2(土)～	期間限定ミニ展示 「お江戸の便利メイクアップツール・白粉重」開催(～3/31(日))	4(月)、11(月)、18(月)、25(月)
	9(土)	キュレーターズトーク「化粧『モノ』語り～白粉道具編」 14:00～15:30 講師:当館学芸員 定員20名・参加費500円	

*都合により、内容の変更が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。*臨時休館情報につきましては、当館HPをご確認ください。

Since 1825
伊勢半本店  ミュージアム

●開館時間/10:00～18:00 ●休館日/毎週月曜日(月曜日が祝日または振替休日の場合は、翌日が休館日となります)

東京都港区南青山6-6-20 K's南青山ビル1F TEL&FAX:03-5467-3735 東京メトロ銀座線・千代田線・半蔵門線「表参道」下車B1出口より徒歩12分

<http://www.isehanhonten.co.jp>